

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

様式 0-1 (1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 24748 報)

2023年 6月12日 10時55分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 25 条 報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2.2
特定事象の発生箇所 (注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類 (注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項口)
発生事象と対応の概要 (注2)	<p>(対応日時, 対応の概要) 本日、発電所構内において、負傷者が発生し、入退域管理棟救急医療室の医師の診察を受けたところ、緊急搬送の必要があると診断されたため、10時23分、救急車を要請しました。</p> <p>状況は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生時刻 9時50分頃</li> <li>・発生場所 発電所構内</li> <li>・負傷者の所属 協力企業作業員</li> <li>・身体汚染の有無 なし</li> <li>・発生状況 仮設資材荷下ろし時、資機材の間に右手小指を挟み負傷した。</li> </ul> <p>【公表区分：C】</p> <p>上記の連絡内容について、準備が整い次第、報道機関関係者にお知らせします。</p> <p>※添付の有り・無し</p>
その他の事項の対応 (注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

様式 9-1 (1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第24749報)

2023年 6月12日 12時00分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也  
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(2.4時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要) 第24748報でお知らせした、発電所構内における負傷者の発生について、その後の状況をお知らせします。</p> <p>当該負傷者は、救急車でいわき市医療センターに到着しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急車出発時刻 10時55分</li> <li>・救急車到着時刻 11時40分</li> </ul> <p>【公表区分：C統】</p> <p>上記の連絡内容について、準備が整い次第、報道機関関係者にお知らせします。</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

※添付の有り・無し

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

様式0-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第24750報)

2023年 6月12日 13時40分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也  
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要) 第24739報他でお知らせした、構内休憩所における体調不良者の発生について、その後の状況をお知らせします。</p> <p>当該体調不良者については、ふたば医療センターにて医師の診断の結果、入院が必要と判断されました。</p> <p>なお、個人の疾病であり、病名等は控えさせていただきます。</p> <p>【公表区分：C統】 上記の連絡内容について、準備が整い次第、報道機関関係者にお知らせします。 なお、第24739報他でお知らせした内容については報道機関関係者に連絡済みです。</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

※添付の有り・無し

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

様式0-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第24751報)

2023年 6月12日 14時35分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也  
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要) プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記のとおりお知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント関連パラメータ [6月12日11時00分現在]</li> <li>・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 6月11日]</li> <li>・構内排水路 分析結果 [採取日 6月11日]</li> <li>・海水分析結果&lt;港湾内、放水口付近&gt; [採取日 5月29日、6月11日]</li> </ul> <p>・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。</p> <p>・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。</p> <p>・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。</p> <p>サブドレン他水処理施設一時貯水タンクG、地下水バイパス一時貯留タンクグループ2の当社及び第三者機関による分析結果については、共に運用目標値を満足していたことから、6月13日に排水を実施します。</p> <p>排水開始・終了の実績については、別途お知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果 [採取日 6月8日]</li> <li>・地下水バイパス一時貯留タンク水 排水前分析結果 [採取日 6月8日]</li> </ul> <p>【公表区分：その他】</p> <p>※添付の有り・無し。</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。



2023年6月12日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

## 集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (Y)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
4号T/B建屋南東	2023/06/11 07:25	< 3.8E+00	< 5.4E+00	< 4.8E+00
プロセス主建屋北東	2023/06/11 07:15	< 4.5E+00	< 4.2E+00	< 5.3E+00
プロセス主建屋南東	2023/06/11 07:10	< 3.7E+00	< 3.9E+00	< 4.0E+00
結固体廃棄物減容処理建屋南	2023/06/11 06:42	< 4.3E+00	< 4.5E+00	< 3.4E+00
サイトバンカ建屋南西	—	—	—	—
焼却工作建屋西側	2023/06/11 06:47	< 5.8E+00	< 5.5E+00	5.9E+01
結固体廃棄物減容処理建屋北	2023/06/11 06:37	< 4.7E+00	< 4.2E+00	< 4.9E+00
サイトバンカ建屋南東	2023/06/11 06:52	< 4.5E+00	< 5.4E+00	< 4.3E+00

・核種毎の半減期：I-131(約8日)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不等号 (<：小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.OE±Oとは、 $0.0 \times 10^{+0}$ であることを意味する。

(例)  $3.1E+01$ は $3.1 \times 10^1$ で31、 $3.1E+00$ は $3.1 \times 10^0$ で3.1、 $3.1E-01$ は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読み。

・サイトバンカ建屋南西は、1回/週程度の頻度で分析を実施。

2023年6月12日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

### 構内排水路 分析結果 (全β・γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2023/06/11 07:23	< 3.4E+00	< 6.4E-01	1.9E+00
物置場排水路	2023/06/11 07:33	< 3.4E+00	< 7.1E-01	2.1E+00
K排水路	2023/06/11 07:45	2.4E+01	< 4.8E-01	1.9E+01
BC排水路	2023/06/11 06:00	3.8E+00	< 6.3E-01	< 7.1E-01
D排水路	2023/06/11 07:28	< 3.4E+00	< 7.3E-01	< 7.3E-01
5,6号機排水路※1	—	—	—	—

・核種の半減期：Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (<)：小なり)は、検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.OE±Oとは、 $O.O \times 10^{±O}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^1$ で31, 3.1E+00は $3.1 \times 10^0$ で3.1, 3.1E-01は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

・採取当日の降雨量は7 mm

・排水路流量情報は、解析中のため後日公表する。

※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

2023年6月12日

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

## 海水分析結果&lt;港湾内, 放水口付近&gt; (全β・H-3・γ)

試料名称	採取日時	分析項目			
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2023/05/29 07:40	1.2E+01	< 2.8E-01	< 9.2E-01	< 6.5E-01
1F 6号機取水口前	2023/05/29 07:20	1.8E+01	< 2.2E+00	< 4.0E-01	< 3.3E-01
1F 物揚場前	2023/05/29 07:00	< 1.2E+01	< 1.7E+00	< 3.9E-01	< 3.7E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東防波堤北側)	2023/05/29 06:55	1.3E+01	2.8E+00	< 3.3E-01	1.4E+00
1F 1~4号機取水口内南側 (遮水壁前)	2023/05/29 08:06	< 1.2E+01	8.8E+00	< 3.9E-01	3.8E+00
1F 南放水口付近 (T-2) ※	2023/05/29 06:40	1.0E+01	< 2.8E-01	< 6.1E-01	< 5.9E-01
1F 港湾口 (T-0)	2023/05/29 07:02	1.7E+01	2.8E+00	< 3.6E-01	< 3.0E-01
1F 港湾中央	2023/05/29 06:53	2.0E+01	3.5E+00	< 3.0E-01	< 3.5E-01
1F 港湾内東側	2023/05/29 06:56	< 1.3E+01	2.4E+00	< 2.7E-01	6.0E-01
1F 港湾内西側	2023/05/29 06:51	< 1.3E+01	3.5E+00	< 3.4E-01	< 2.9E-01
1F 港湾内北側	2023/05/29 06:48	< 1.3E+01	2.2E+00	< 3.3E-01	< 3.2E-01
1F 港湾内南側	2023/05/29 06:59	< 1.3E+01	2.5E+00	< 3.1E-01	< 3.3E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	2023/05/29 07:12	1.5E+01	—	< 3.2E-01	< 3.0E-01
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	2023/05/29 07:16	< 1.3E+01	—	< 3.0E-01	< 2.9E-01
1F 港湾口東側 (T-0-2)	2023/05/29 07:36	< 1.3E+01	—	< 3.6E-01	< 3.8E-01
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	2023/05/29 07:41	1.4E+01	—	< 3.1E-01	< 3.0E-01
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	2023/05/29 07:54	< 1.3E+01	—	< 3.1E-01	< 2.7E-01
WHOの飲料水水質ガイドライン※1			1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01

・核種毎の半減期：H-3(約12年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不符号 (&lt;) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10<sup>±〇</sup>であることを意味する。(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

・物揚場前は、シルトフェンス閉鎖を行った日は閉鎖実施後にもサンプリングを実施。

・H-3以外は既にお知らせ済み。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、H-3, Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

※試料採取作業の安全確保ができないため、採取地点を1~4号機放水口から南側に約1300mの地点に一時的に変更。



2023年6月12日

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

## 海水分析結果&lt;港湾内, 放水口付近&gt; (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2023/06/11 07:47	—	< 7.9E-01	< 6.5E-01
1F 6号機取水口前	2023/06/11 07:40	< 1.2E+01	< 3.6E-01	< 3.2E-01
1F 物揚場前	2023/06/11 07:18	1.4E+01	< 2.8E-01	< 3.2E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2023/06/11 07:13	1.4E+01	< 3.6E-01	2.9E+00
1F 1~4号機取水口内南側 (遮水壁前)	2023/06/11 08:22	1.6E+01	< 3.5E-01	1.5E+01
1F 南放水口付近 (T-2) ※	2023/06/11 06:15	1.0E+01	< 9.2E-01	< 6.6E-01
1F 港湾口 (T-0)	2023/06/11 06:18	< 1.3E+01	< 3.6E-01	4.5E-01
1F 港湾中央	2023/06/11 06:14	< 1.3E+01	< 2.8E-01	< 3.4E-01
1F 港湾内東側	2023/06/11 06:16	1.3E+01	< 3.2E-01	6.2E-01
1F 港湾内西側	2023/06/11 06:12	1.9E+01	< 3.8E-01	< 2.7E-01
1F 港湾内北側	2023/06/11 06:10	< 1.2E+01	< 3.3E-01	3.7E-01
1F 港湾内南側	2023/06/11 06:20	< 1.2E+01	< 3.8E-01	5.5E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン*1			1.0E+01	1.0E+01

・核種毎の半減期: Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不符号 (&lt;: 小なり) は, 検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・〇.〇E±〇とは, 〇.〇×10<sup>±〇</sup>であることを意味する。(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

・物揚場前は, シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける, Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

※試料採取作業の安全確保ができないため, 採取地点を1~4号機放水口から両側に約1300mの地点に一時的に変更。

2023年6月12日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

### サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果

試料名称	採取日時	貯水量 (m <sup>3</sup> )	分析機関	分析項目				
				全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	その他 γ核種
一時貯水タンク (サンブルタンク)	G 2023/06/08 07:20	680	東京電力	< 1.8E+00	8.5E+02	< 7.8E-01	< 7.9E-01	検出なし
			東北緑化環境保全(株)	5.2E-01	8.9E+02	< 6.4E-01	< 5.7E-01	検出なし
運用目標				3.0E+00 (1.0E+00)※1	1.5E+03	1.0E+00	1.0E+00	検出されないうこと※2
告示濃度限度※3				/	6.0E+04	6.0E+01	9.0E+01	/
WHO飲料水品質ガイドライン				/	1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01	/

・核種の半減期：H-3(約12年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (< ; 小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。

・0.0E+0とは、0.0×10<sup>0</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

※1 運用目標の全βについては、10日に1回程度、検出限界値を1 Bq/Lに下げて分析を実施。

※2 Cs-134, Cs-137の検出限界値 [1Bq/L未満] を確認する測定にて検出されないうこと (天然核種を除く)。

※3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度

(別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度 [本表では、Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])

2023年6月12日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

### 地下水バイパス一時貯留タンク水 排水前分析結果

試料名称	採取日時	貯水量 (m <sup>3</sup> )	分析機関	分析項目					その他 (核種)
				全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)		
地下水バイパス 一時貯留タンク Gr2 (グループ2)	2023/06/08 07:52	2,160	東京電力 東北核化環境瑞保全(株)	< 6.6E-01	4.9E+01	< 8.4E-01	< 6.6E-01		検出なし
				< 3.1E-01	5.4E+01	< 6.2E-01	< 6.2E-01		検出なし
	通用目標			5.0E+00 (1.0E+00) ※1	1.5E+03	1.0E+00	1.0E+00		検出されないこと※2
	告示濃度限度※3				6.0E+04	6.0E+01	9.0E+01		
	WHO飲料水水質ガイドライン				1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01		

核種の半減期：H-3(約12年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

※ 不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・0.0E±0とは、0.0×10<sup>00</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31、3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1、3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読み、

※1 運用目標の全βについては、10日に1回程度、検出限界値を1 Bq/Lに下げて分析を実施。

※2 Cs-134, Cs-137の検出限界値「1 Bq/L未満」を確認する測定にて検出されないこと(天然核種を除く)。

※3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の秘匿に関する規程に定める告示濃度限度

(別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

様式0-1(1/2)

## 応急措置の概要(原子炉施設)

(第24752報)

2023年 6月12日 15時05分

内閣総理大臣、原子力規制委員会、福島県知事、大熊町長、双葉町長 殿

## 第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也  
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時、対応の概要)  第24746報でお知らせしたとおり、サブドレン他水処理施設一時貯水タンクFに貯水していた水について、本日以下のとおり排水を実施しました。  ・排水開始 : 10時29分 ・排水終了 : 14時13分 ・排水量 : 555m <sup>3</sup>  排水状況については、滯えい等の異常がないことを確認しております。  【公表区分：E】
その他の事項の対応(注3)	なし  ※添付の有り(無し)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

「第24741報の訂正報」

本<誤> 9 → <正> 6 (1/13)

2023.6.12 15:56  
様式0-1(1/2)  
24753  
(第24741報)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第24741報)

2023年 6月10日 15時40分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也  
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記のとおりお知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント関連パラメータ [6月10日 11時00分現在]</li> <li>・サブドレン等 分析結果 [採取日 6月9日]</li> <li>・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 6月9日]</li> <li>・構内排水路 分析結果 [採取日 6月9日]</li> <li>・護岸地下水観測孔 分析結果 [採取日 6月7日、6月9日]</li> <li>・海水分析結果&lt;港湾内、放水口付近&gt; [採取日 6月9日]</li> <li>・地下貯水槽(周辺観測孔) 分析結果 [採取日 6月9日]</li> <li>・地下貯水槽(ドレン孔・検知孔・海側観測孔) 分析結果 [採取日 6月9日]</li> </ul> <p>・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。</p> <p>・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。</p> <p>・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。</p> <p>サブドレン他水処理施設一時貯水タンクEの当社及び第三者機関による分析結果については、共に運用目標値を満足していたことから、6月11日に排水を実施します。 排水開始・終了の実績については、別途お知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果 [採取日 6月9日]</li> </ul> <p>【公表区分：その他】</p> <p>※添付の(有り) - 無し</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

2/13

福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ

2023年6月10日 11:00現在

2023年6月10日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

		1号機		2号機		3号機		4号機	
原子炉注水状況	給水系: 2.4 m <sup>3</sup> /h CS系: 1.3 m <sup>3</sup> /h	給水系: 1.5 m <sup>3</sup> /h CS系: - m <sup>3</sup> /h	給水系: 1.4 m <sup>3</sup> /h CS系: 2.1 m <sup>3</sup> /h	※6 ※6					
原子炉圧力容器 底部温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-69L1): 21.8 °C 原子炉 SKIRT JOINT 上部 (TE-263-69H1): 20.1 °C VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2): 21.2 °C	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3): 29.8 °C RPV温度 (TE-2-3-69R): 36.2 °C	スカーションジョン上部温度 (TE-2-3-69F1): 25.8 °C RPV底部ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1): 23.6 °C						
原子炉格納容器 内温度	HVH-12A RETURN AIR (TE-1625A): 21.3 °C HVH+12A SUPPLY AIR (TE-1625F): 21.2 °C	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B): 29.9 °C SUPPLY AIR D/W COOLER HVH2-16B (TE-16-114G#1): 30.1 °C	PCV温度 (TE-16-002): 23.4 °C 格納容器空調機供給空気温度 (TE-16-114F#1): 24.2 °C						
原子炉格納容器 圧力	0.31 kPa.g	2.65 kPa.g	0.48 kPa.g						
窒素吸入流量 ※3	RPV (RVH-A): - Nm <sup>3</sup> /h (RVH-B): 15.01 Nm <sup>3</sup> /h (JP-A): 14.74 Nm <sup>3</sup> /h (JP-B): - Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h ※4	RPV-A: 6.44 Nm <sup>3</sup> /h RPV-B: 6.60 Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h ※4	RPV-A: 7.89 Nm <sup>3</sup> /h RPV-B: 8.06 Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h ※4						
原子炉格納容器 ガス管理システム 排気流量	19.2 m <sup>3</sup> /h A系: 0.00 vol% B系: 0.00 vol%	16.09 Nm <sup>3</sup> /h A系: 0.01 vol% B系: 0.06 vol%	20.77 Nm <sup>3</sup> /h A系: 0.10 vol% B系: 0.09 vol%						
原子炉格納容器 水素濃度 ※1	A系: 指示値 1.74E-03 検出限界値 5.82E-04 B系: 指示値 1.37E-03 検出限界値 3.38E-04	A系: 指示値 ND 検出限界値 1.2E-01 B系: 指示値 ND 検出限界値 1.2E-01	A系: 指示値 ND 検出限界値 1.9E-01 B系: 指示値 ND 検出限界値 1.9E-01						
使用済燃料プール 水温度	28.5 °C	27.6 °C	※5						
FPC 排水リッパ 水位	2.73 m	3.89 m	※7						670 X100mm

【計測器の測定範囲】  
※1: 原子炉格納容器内の水素濃度を測定する。0.00 vol%以上0.05 vol%以下を測定する。計測器により異なる場合がある。  
※2: 原子炉格納容器内の窒素吸入流量を測定する。NDは検出限界値未満を示す。  
※3: 原子炉格納容器内の窒素吸入流量を測定する。NDは検出限界値未満を示す。原子炉格納容器内の窒素吸入流量を測定する。原子炉格納容器内の窒素吸入流量を測定する。原子炉格納容器内の窒素吸入流量を測定する。  
※4: 原子炉格納容器内の窒素吸入流量を測定する。NDは検出限界値未満を示す。  
※5: 原子炉格納容器内の水素濃度を測定する。NDは検出限界値未満を示す。  
※6: 原子炉格納容器内の水素濃度を測定する。NDは検出限界値未満を示す。  
※7: 作業用排水リッパの水位を測定する。NDは検出限界値未満を示す。

【注釈事項】  
各計測器については、機器やその他の要素誤差の影響を勘案し、通常の使用範囲条件を  
示しているものもあり、正しく測定されたい同程度の精度の計測器も存在している。  
プラントの稼働を阻害するために、このような計測器の精度がきまりも確認し、必要  
の場合計測器が得られる精度を勘案して素直の傾向にも留意して報告している。

3/13

2023年6月10日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

## サブドレン等 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1号機サブドレン	2023/06/09 06:50	< 6.5E+00	< 5.0E+00	1.2E+02
2号機サブドレン	採取中止	—	—	—
3号機サブドレン	2023/06/09 07:03	< 4.0E+00	< 5.4E+00	< 4.3E+00
4号機サブドレン	2023/06/09 07:15	< 4.8E+00	< 3.9E+00	< 4.8E+00
5号機サブドレン	2023/06/09 08:15	< 3.6E+00	< 5.4E+00	< 4.0E+00
6号機サブドレン	2023/06/09 08:05	< 3.8E+00	< 4.2E+00	< 5.2E+00
構内深井戸	—	—	—	—

・核種毎の半減期：I-131(約8日)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不等号 (<：小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・O.OE±Oとは、 $O.O \times 10^{+O}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^1$ で31、3.1E+00は $3.1 \times 10^0$ で3.1、3.1E-01は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

・採取中止理由：工事作業干渉のため

4/13

2023年6月10日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

### 集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (Y)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
4号T/B建屋南東	2023/06/09 07:15	< 4.8E+00	< 3.9E+00	< 4.8E+00
プロセス主建屋北東	2023/06/09 07:40	< 4.3E+00	< 5.0E+00	< 4.8E+00
プロセス主建屋南東	2023/06/09 07:45	< 4.5E+00	< 4.5E+00	< 4.0E+00
雑固体廃棄物減容処理建屋南	2023/06/09 07:30	< 4.9E+00	< 4.9E+00	< 4.3E+00
サイトバンカ建屋南西	—	—	—	—
焼却工作建屋西側	2023/06/09 07:25	< 5.7E+00	< 5.0E+00	3.8E+01
雑固体廃棄物減容処理建屋北	2023/06/09 07:20	< 4.7E+00	< 4.2E+00	< 4.3E+00
サイトバンカ建屋南東	2023/06/09 07:35	< 4.7E+00	< 5.0E+00	< 4.8E+00

・核種毎の半減期：I-131(約8日)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不等号 (<) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・O.OE±Oとは、 $0.0 \times 10^{±0}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^1$ で31、3.1E+00は $3.1 \times 10^0$ で3.1、3.1E-01は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

・サイトバンカ建屋南西は、1回/週程度の頻度で分析を実施。



5/13

2023年6月10日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

### 構内排水路 分析結果 (全β・γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2023/06/09 07:20	7.2E+00	< 6.8E-01	6.6E+00
物揚場排水路	2023/06/09 07:15	1.5E+01	8.1E-01	2.0E+01
K排水路	2023/06/09 06:00	4.7E+01	1.1E+00	3.6E+01
BC排水路	2023/06/09 06:00	< 3.1E+00	< 7.5E-01	1.0E+00
D排水路	2023/06/09 07:25	3.1E+00	< 6.4E-01	4.3E+00
5,6号機排水路※1	—	—	—	—

・核種毎の半減期：Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不等号 (< ; 小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10<sup>±〇</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

・採取当日の降雨量は40 mm

・排水路流量情報は、解析中のため後日公表する。

※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

6/13

2023年6月10日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・γ・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	分析項目							塩素 (ppm)
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	その他の放射性核種				Cs-137 (Bq/L)	
				Min-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	
No.0-1									
No.0-1-2									
No.0-2									
No.0-3-1									
No.0-3-2									
No.0-4									
No.1									
No.1-6									
No.1-8									
No.1-9 ※1	2023/06/07 07:10	2.3E+01	7.3E+02						9.1E+01
No.1-11									
No.1-12									
No.1-14									
No.1-16									
No.1-17									

・核種別の半減期：H-3(約12年)、Min-54(約110日)、Co-60(約5年)、Ru-106(約370日)、Sb-125(約30年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不等号 (<)：小振り)は、検出限界未満(ND)を示す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と示す。

・O.O.F.Oとは、 $0.0 \times 10^{10}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は、 $3.1 \times 10^1$ で31、3.1E+00は $3.1 \times 10^0$ で3.1、3.1E-01は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

・H-3以外は概にお知らせ済み。

※1 No.1-9は、採取器による採取であるため、測定は実施せず、全βは参考値としてお復後に測定。

7/13

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・γ・塩素)

(2/2)

観測地点	採取日時	分析項目											
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)			
1,2号機ウエルボイ>ト 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-3		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-5 ※1		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-6	2023/06/07 07:25	5.9E+02	1.7E+03	< 3.1E-01	< 3.9E-01	< 3.4E+00	< 1.4E+00	< 4.2E-01	6.1E+00	-	-	-	-
No.2-7	2023/06/07 07:20	3.4E+02	2.0E+03 *	< 2.2E-01	< 2.5E-01	< 2.3E+00	< 9.0E-01	< 3.3E-01	7.0E+00	-	-	-	5.7E+02
No.2-8		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,3号機改修ウエル 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-3		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-4		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-5 ※2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,4号機改修ウエル 汲み上げ水		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

検査毎の半減期：H-3(約12年), Mn-54(約310日), Co-60(約5年), Ru-106(約370日), Sb-125(約83年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

不審号 (<: 小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

○.○E+○とは、○.○×10<sup>+</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

H-3以外は既にお知らせ済み。

※2 No.2-5, No.3-5は、検水器具による誤取であるため、測定は実施せず。全体は参考値として事後に測定。

\*過去最高値

「護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・γ・塩素)」および「2024年8月31日以前公表資料

「福島第一港域内、取水口付近、護岸の汚濁分析結果 (護岸地下水)」で過去に示した値との比較

8/13

2023年6月10日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所センター

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	分析項目												
		全β (Bq/L)	その他核種除鉛線					Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)				
			Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)								
No.0-1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.0-1-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.0-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.0-3-1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.0-3-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.0-4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1	2023/06/09 07:11	1.7E+04	< 2.5E-01	< 2.7E-01	< 2.7E+00	< 9.7E-01	< 3.0E-01	2.6E+00	—	—	—	—	—	—
No.1-6	2023/06/09 08:05	1.9E+06	< 1.1E+02	8.5E+01	< 4.2E+02	< 2.3E+03	1.1E+04	5.2E+05 *	—	—	—	—	—	—
No.1-8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1-9 <sup>※1</sup>	2023/06/09 06:55	1.5E+04	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9.2E+01
No.1-11	2023/06/09 07:00	1.2E+02	< 3.3E-01	< 3.8E-01	< 3.1E+00	< 1.3E+00	< 3.6E-01	3.3E+00	—	—	—	—	—	—
No.1-12	2023/06/09 07:55	5.3E+02	< 1.0E+00	< 1.2E+00	< 1.6E+01	< 6.5E+00	< 1.6E+00	1.1E+02	—	—	—	—	—	—
No.1-14	2023/06/09 07:58	2.6E+04	< 3.4E-01	< 3.8E-01	< 4.1E+00	< 1.9E+00	< 4.6E-01	1.5E+01	—	—	—	—	—	—
No.1-16	2023/06/09 07:45	4.2E+04	< 3.4E-01	< 4.1E-01	< 4.5E+00	< 1.8E+00	< 5.2E-01	2.2E+01	—	—	—	—	—	—
No.1-17	2023/06/09 07:16	1.6E+05	< 4.7E-01	< 2.9E-01	< 5.5E+00	< 1.8E+00	< 5.6E-01	1.0E+00	—	—	—	—	—	—

・核種別の半減期：Mn-54(約310日)、Co-60(約5年)、Ru-106(約370日)、Sb-125(約3年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不等号 (< ; 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・O.0E+0とは、 $0.0 \times 10^0$  であることを意味する。

(例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^1$ で31、3.1E+00は $3.1 \times 10^0$ で3.1、3.1E-01は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読み、

※1 No.1-9は、検水票による採取であるため、VNUは実施せず。各0は参考値として別途に測定。

\*過去最高値

「護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)」および「2020年8月31日以前公表資料

「福島第一港湾内、排水口付近、護岸の詳細分析結果 (護岸地下水)」で過去に示した値との比較

9/13

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目							塩素 (ppm)	
		全β (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)		
1,2号機作業エレベータ 汲み上げ水										
No.2										
No.2-2										
No.2-3										
No.2-5 ※2										
No.2-6	2023/06/09 07:29	6.5E+02	< 3.6E-01	< 4.0E-01	< 3.4E+00	< 1.4E+00	< 4.5E-01	5.3E+00		
No.2-7	2023/06/09 07:24	5.0E+02	< 3.2E-01	< 4.7E-01	< 2.9E+00	< 1.2E+00	< 3.6E-01	4.8E+00	5.5E+02	
No.2-8										
2,3号機改修作業 汲み上げ水										
No.3										
No.3-2										
No.3-3										
No.3-4										
No.3-5 ※2										
3,4号機改修作業 汲み上げ水										

・検査箇所の半減期：Mn-54(約31.0日)、Co-60(約5年)、Ru-106(約370日)、Sb-125(約3年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不検出 (<:小値D)は、検出限界値未満 (ND)を示す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O・O±LOとは、O・O×10<sup>±LO</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31、3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1、3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

※2 No.2-5、No.3-5は、検水器による採取であるため、γ測定は参考値として2週間後に測定。

2023年6月10日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

10/13

## 海水分析結果&lt;港湾内, 放水口付近&gt; (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2023/06/09 07:50	—	< 7.4E-01	< 8.3E-01
1F 6号機取水口前	2023/06/09 07:40	< 1.3E+01	< 3.5E-01	6.8E-01
1F 物揚場前	2023/06/09 07:30	< 1.3E+01	< 4.0E-01	3.4E+00
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2023/06/09 07:08	1.7E+01	< 3.6E-01	2.2E+00
1F 1~4号機取水口内南側 (返水壁前)	2023/06/09 07:15	2.3E+01	< 4.4E-01	1.5E+01
1F 開放放水口付近 (T-2) ※	2023/06/09 06:30	1.1E+01	< 8.1E-01	< 7.3E-01
1F 港湾口 (T-0)	2023/06/09 06:46	1.7E+01	< 2.9E-01	< 3.0E-01
1F 港湾中央	2023/06/09 06:40	1.6E+01	< 3.4E-01	7.3E-01
1F 港湾内東側	2023/06/09 06:43	< 1.4E+01	< 3.9E-01	3.5E-01
1F 港湾内西側	2023/06/09 06:38	< 1.4E+01	< 4.0E-01	5.7E-01
1F 港湾内北側	2023/06/09 06:35	< 1.4E+01	< 3.7E-01	5.3E-01
1F 港湾内南側	2023/06/09 06:49	< 1.4E+01	< 2.8E-01	< 2.9E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン <sup>※1</sup>			1.0E+01	1.0E+01

・核種毎の半減期：Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (<: 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10<sup>±〇</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

・物揚場前は、シルトフェンス閉鎖を行った日は閉鎖実施後にもサンプリングを実施。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について (日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

※試料採取作業の安全確保ができないため、採取地点を1~4号機放水口から南側に約1300mの地点に一時的に変更。

11/13

2023年6月10日

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

## 地下貯水槽(周辺観測孔)分析結果(全β)

採取地点	採取日時	分析項目	
		全β (Bq/L)	
地下貯水槽 周辺観測孔 (i~iii)	A1	—	
	A2	—	
	A3	—	
	A4	—	
	A5	—	
	A6	—	
	A7	2023/06/09 07:54	< 2.1E+01
	A8	—	—
	A9	—	—
	A10	2023/06/09 07:49	< 2.1E+01
	A11	—	—
	A12	—	—
	A13	2023/06/09 07:40	< 2.1E+01
	A14	—	—
	A15	—	—
	A16	2023/06/09 07:34	< 2.1E+01
	A17	—	—
	A18	—	—
	A19	2023/06/09 07:26	< 2.1E+01

・不等号(<:小なり)は、検出限界値未満(ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・ $0.0E\pm 0$ とは、 $0.0 \times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

(例)  $3.1E+01$ は $3.1 \times 10^1$ で31,  $3.1E+00$ は $3.1 \times 10^0$ で3.1,  $3.1E-01$ は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

12/13

2023年6月10日

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

## 地下貯水槽（ドレン孔・検知孔・海側観測孔）分析結果（全β）

採取地点			採取日時	分析項目
				全β (Bq/L)
地下貯水槽 (ドレン孔水)	i	北東側	—	—
		南西側	—	—
	ii	北東側	—	—
		南西側	—	—
	iii	北東側	—	—
		南西側	2023/06/09 06:47	8.6E+01
	vi	北西側	—	—
		南東側	—	—
地下貯水槽 (漏えい検知孔水)	i	北東側	—	—
		南西側	—	—
	ii	北東側	—	—
		南西側	—	—
	iii	北東側	2023/06/09 06:17	9.1E+04
		南西側	2023/06/09 06:23	3.5E+04
海側観測孔	②	—	—	
	⑦	—	—	
	⑧	—	—	

・不等号 (< ; 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10<sup>±〇</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。



2023年6月10日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所推進カンパニー

### サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果

試料名称	採取日時	貯水量 (m <sup>3</sup> )	分析機関	分析項目				
				全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	その他 γ核種
一時貯水タンク (サンブルタンク)	2023/06/06 09:21	880	東京電力	< 1.9E+00	8.9E+02	< 7.7E-01	< 6.5E-01	検出なし
			東北緑化環境保全(株)	< 3.7E-01	9.7E+02	< 5.5E-01	< 5.1E-01	検出なし
運用目標				3.0E+00 (1.0E+00) ※1	1.5E+03	1.0E+00	1.0E+00	検出されないこと※2
告示濃度限度※3					6.0E+04	6.0E+01	9.0E+01	
WHO飲料水水质ガイドライン					1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01	

・核種の半減期：H-3(約12年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (< ; 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・O.OE±Oとは、O.O×10<sup>±O</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

※1 運用目標の全βについては、10日に1回程度、検出限界値を1 Bq/Lに下げて分析を実施。

※2 Cs-134, Cs-137の検出限界値 [1 Bq/L未満] を確認する測定にて検出されないこと (天然核種を除く)。

※3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度

(別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])

13/13

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

様式 0-1 (1/2)  
(第 2 4 7 5 4 報)

応急措置の概要 (原子炉施設)

2023年 6月12日 18時50分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 2 5 条 報 告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也  
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2 0 1 1 年 (平成 2 3 年) 3 月 1 1 日 1 6 時 3 6 分 (2 4 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 2 1 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2)	(対応日時, 対応の概要) 第 2 4 7 4 8 報他でお知らせした, 発電所構内における負傷者の発生について, その後の状況をお知らせします。  当該負傷者については, いわき市医療センターにて医師の診断の結果, 右小指末節骨開放骨折と診断され, 通院加療が必要と判断されました。  【公表区分: C 統】 上記の連絡内容について, 準備が整い次第, 報道機関関係者にお知らせします。 なお, 第 2 4 7 4 8 報他でお知らせした内容については報道機関関係者に連絡済みです。
その他の事項の対応 (注 3)	なし

※添付の有り・無し

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注 3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。